

庄内町告示第134号

令和4年度庄内町魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年4月1日

庄内町長 富 樫 透

令和4年度庄内町魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業費補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、魅力ある稼げ^{かち}る園芸農業の追求に向け、所得の向上と園芸産地をリードする競争力の高い経営体の育成を実現するため、魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業実施要綱(令和4年4月1日付け園芸第34号山形県農林水産部長通知。以下この条及び第3条において「県実施要綱」という。)及び魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業実施要領(令和4年4月1日付け園芸第34号山形県農林水産部長通知。以下この条及び第2条において「県実施要領」という。)に基づき事業を実施する団体に対し、予算の範囲内で令和4年度庄内町魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、県実施要綱、県実施要領、令和4年度魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業費補助金交付要綱(令和4年4月1日付け園芸第35号山形県農林水産部長通知)及び庄内町補助金等の適正化に関する規則(平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となるもの(以下「事業実施主体」という。)は、次に掲げるものとする。ただし、事業実施主体(法人以外の団体のときは、その構成員を含む。)が、町税等(当該構成員及び個人の販売農家の場合は、国民健康保険税を含む。)を滞納している場合を除く。

- (1) 次のいずれかに該当する農業者団体(法人格を有しないものにあつては代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての定めがあるものをいう。)とする。
 - イ 3戸以上の農業者で組織する団体であること。
 - ロ 認定農業者等(認定農業者及び県実施要領第2の2に規定する認定農業者に準ずる者をいう。)で組織する団体の場合は、2戸以上の農業者であること。
- (2) 農業法人(県実施要領第2の3に規定する法人をいう。)
- (3) 農業協同組合連合会又は農業協同組合(別表において「農協等」という。)
- (4) 農業者(販売農家)

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、県実施要綱第8の規定により事業実施主体が定め山形県知事の承認を受けた事業実施計画に基づき実施する事業とし、その事業種目及び事業内容は別表のとおりとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる経費とする。

2 補助金の額は、別表に定める額とする。

3 補助対象経費及び補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、事業種目ごとにその端数を切り捨てた額とする。

（補助の要件）

第5条 補助対象事業の実施に当たっては、当該補助対象事業が完了した年度の2年後を目標年度とし、別表に掲げる取組項目のいずれかに取り組むこととする。

2 農業栽培用ハウスの設置（農業栽培用ハウス資材の導入を含む。）にあつては、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済や民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。）に加入することとする。

（交付申請）

第6条 規則第4条に規定する交付申請書は、令和4年度庄内町魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、同条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、交付を受けようとする補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下この条及び第9条において同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない部分については、この限りでない。

（交付の条件）

第7条 規則第6条第1項第1号イ及びロに規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 事業種目の新設、変更又は中止若しくは廃止

(2) 事業費の20パーセントを超える増又は補助金の増

(3) 事業費又は補助金の20パーセントを超える減

(4) 事業を実施する地の変更

(5) リース条件の変更

2 規則第6条第1項第1号イ又はロの規定により補助対象事業の変更について町長の承認を受けようとする場合は、令和4年度庄内町魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業計画変更承認及び変更交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

- 3 規則第6条第1項第1号ハの規定により、補助対象事業の中止又は廃止について町長の承認を受けようとする場合は、その理由を記載した令和4年度庄内町魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業に係る中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を提出しなければならない。
- 4 規則第6条第1項第2号の規定により町長の指示を受けようとする場合は、令和4年度庄内町魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業遂行状況報告書（様式第6号）を提出しなければならない。

（状況報告）

第8条 規則第11条の規定による状況報告書は、町長が別に定める日の状況を記載した事業実施状況調書（様式第7号）及び事業実施に伴う帳簿、請求書等の証拠書類の写しを添付して、翌月の15日までに提出しなければならない。ただし、当該期日までに規則第13条に規定する実績報告書を提出している場合は、当該状況報告書の提出を省略することができる。

（実績報告）

第9条 規則第13条に規定する実績報告書の提出期限は、補助対象事業完了の日から起算して30日を経過する日又は令和5年4月10日のいずれか早い日とし、同条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第2号）
 - (2) 収支精算書（様式第3号）
 - (3) 事業実施に伴う証拠書類（契約書、帳簿、通帳、請求書等）の写し及び事業実施状況写真
 - (4) 施設リースにあつては契約書の写し
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 第6条第2項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。
 - 3 第6条第2項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、規則第13条の規定により実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を令和4年度仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第8号）に次に掲げる資料を添えて速やかに町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けてこれを返還するものとする。この場合において、事業実施主体が法人格を有しない組合等のときは、全ての構成員分を添付するものとする。
 - (1) 消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
 - (2) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（付表2）の写し
 - (3) 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて添付すること。）

(4) 事業実施主体が消費税法第60条第4項に規定する法人等である場合は、同項に規定する特定収入割合を確認できる資料

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の支払)

第10条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、町長が必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 交付を受けた事業実施主体は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、令和4年度庄内町魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業費補助金概算払請求書（様式第9号）に概算払を必要とする理由書及び資金計画書を添付して、町長に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第11条 この要綱により補助金を受けて取得した取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械及び器具等は、規則第21条第2号及び第3号に規定する町長が指定する財産とする。

2 規則第21条ただし書の規定により町長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

3 規則第21条の規定により町長の承認を受けようとするときは、令和4年度庄内町魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業に係る施設等財産処分承認申請書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

4 町長は、規則第21条の規定により承認をする場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を町に納付させることができるものとする。

5 リースを行う事業実施主体であってリース完了後において対象施設を受益者に譲渡するときは、令和4年度庄内町魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業に係る施設等譲渡承認申請書（様式第11号）を町長に提出し、その承認を受けるものとする。

(帳簿の備付け等)

第12条 事業実施主体は、規則第20条第1項に規定する補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びにその証拠書類を、補助対象事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間整理保管しておかななければならない。ただし、補助対象事業により取得した財産で前条第2項に規定する処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（様式第12号）その他関係書類を整理保管しておかななければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

事業種目	事業内容	対象経費	補助金の額	取組項目
1 栽培技術導入等支援事業	1 栽培法・機械の実証 2 栽培技術講習会 3 販売促進活動 4 新規栽培者研修 5 園芸品目の労働力確保事業 6 その他町長が必要と認める活動の実施	令和4年4月1日以降における、次に掲げる経費とする。 (1) 旅費（当該事業に必要な最小限の旅費） (2) 報償費（講師謝金等） (3) 需用費（調査用等生産物買上げ費、燃料費、印刷製本費、修繕費及び当該事業に直接必要な消耗品等購入費） (4) 役務費（通信運搬費及び情報発信費） (5) 使用料及び賃借料（自動車、会議用会場、物品、借上げバス等の使用料等） (6) 委託料（当該事業に直接必要な研究、開発等の委託費） (7) 備品費（複合経営トライアルに必要な資材費）	補助対象経費の2分の1以内の額とし、75万円を上限とする。	(1) 生産コストを10%以上削減すること。 (2) 販売額又は所得額を10%以上増加すること。 (3) 契約栽培の割合を、10%以上増加し、かつ、50%以上の契約割合とすること。
2 収益性向上対策事業	1 新産地育成のための機械及び資材の導入（リース導入を除く。） 産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和3年2月10日付け元生産第1941号農林水産事務次官依命通知）に基づく産	次に掲げる経費とする。 (1) 新産地育成のための機械・資材に係る次に掲げる経費 イ 機械の本体価格 ロ 収益力強化等に必要な資材 ハ 簡易な補助暗きよ、明き	補助対象経費の2分の1以内の額とし、2,250万円を上限とする。	

地生産基盤パワーアップ事業
(基金事業・収益性向上対策)
の対象とならない地域又は産地
パワーアップ計画を作成することができない取組における機械及び資材の導入

2 農業栽培用ハウス新設整備
(促成施設整備を含む。)

次のいずれかのハウスの整備(附帯施設等の整備を含む。)とする。

(1) 共同利用ハウス

(2) 農業法人等が所有するハウス

(3) 新規栽培者研修用ハウス

(4) 農協等が農業者にリースするハウス等新設整備

3 土地基盤整備等

(1) 土地基盤整備

(2) 土地基盤整備又は団体営土地改良事業等と一体的に行う果樹、野菜(宿根性のものに限る。)及び花き(宿根性のものに限

よ等の作業労賃

(2) 農業用ハウス新設整備等に係る経費

(3) 土地基盤整備等に係る経費

(4) 気象災害対策設備等に係る経費

	る。)の苗 (木)の導入 4 気象災害対策 設備等整備			
3 省力 化推進 事業	さくらんぼの 省力仕立て施設 整備	さくらんぼ省力 仕立て施設整備に 係る資材費と次の 整備単価に対象面 積を乗じて得た額 のいずれか低い額 (1) 整備単価 イ 仕立て資材 の導入 40万 円/10a ロ イと雨よけ 施設を一体的 に整備する場 合 280万円 /10a	補助対象経 費の2分の1以 内の額とし、 750万円を上限 とする。	
4 労働 環境設 備整備 事業	被雇用者の労働 環境のための 設備導入	被雇用者の労働 環境のための設備 導入に係る経費	補助対象経 費の2分の1以 内の額とし、 225万円を上限 とする。	販売額又は 所得額の増加、 かつ新たな雇 用を創出する こと。

庄内町長

宛

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

令和4年度庄内町^{かち}魅力ある園芸やまがた所得向上支援費補助金交付申請書

年度において、庄内町魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業について、下記のとおり交付されるよう、庄内町補助金等の適正化に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請する。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 添付資料
- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他 ()

同 意 書

令和4年度庄内町魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業費補助金の補助対象者の要件を審査するために、私又は当法人の税務資料を閲覧することに、同意します。

年 月 日

(代表者) 住 所

氏 名

生年月日

年 月 日

(構成員) 住 所

氏 名

生年月日

年 月 日

(構成員) 住 所

氏 名

生年月日

年 月 日

※ 法人以外の場合は、代表者及び構成員の生年月日を記入してください。

様式第2号（第6条、第7条、第9条関係）

事業計画（実績）書

1 事業の目的（事業の必要性及び目的）

2 事業の実施計画（実績）

主事業 体実施 名	事業 種目	受 益				事業内容	設 施 置 又 行 場 所 簡 所	施 工 種 区 又 分 分 分	・ 構 造 ・ 能 力 ・ 規 格 等	事 業 量	単 価	事 業 費	負担区分		工 期		備 考
		戸 数	受 研 入 修 人 生 数	品 目 名	（ 既 面 存 積 ）								（ 補 助 金 率 ）	そ の 他	年 着 月 工 日 （ 予 定 ）	年 竣 月 工 日 （ 予 定 ）	
			人		a ()					円	円	円 ()	円				
合 計			人		a					円	円	円	円				

(注)1 「事業内容」、「工種又は施設区分」、「構造・規格・能力等」及び「事業量」の欄は、別表の事業内容の欄に定める区分等により記載すること。

2 「備考」欄には、農業改良資金や農業近代化資金又は日本政策金融公庫資金の借入を計画している場合の「資金名」及び「借入金額」を記入すること。

3 事業完了（予定）年月日 年 月 日

4 添付書類

(1) 事業費精算額に係る請求書の写し等の証拠書類（実績報告の場合に限る。）

(2) 施設リースにあつては契約書の写し（実績報告の場合に限る。）

様式第3号（第6条、第7条、第9条関係）

収 支 予 算 （ 精 算 ） 書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	備 考
町 補 助 金	円	
そ の 他	円	
合 計	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	備 考
	円	
合 計	円	

庄内町長

宛

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

令和4年度庄内町^{かち}魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業計画変更承認及
び変更交付申請書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知があった令和4年
度庄内町魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業について、下記のとおり変更したい
ので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第6条第1項第1号の規定により関係書類を
添えて申請する。

記

1 変更の理由及び内容

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(注)1 補助金の額が増額する場合は、件名の「令和4年度庄内町魅力ある園芸やまがた
所得向上支援事業計画変更承認及び変更交付申請書」を「令和4年度庄内町魅力あ
る園芸やまがた所得向上支援事業計画変更承認及び追加交付申請書」とし、本文
中の「下記のとおり変更したいので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第6条
第1項第1号の規定により申請する。」を「下記のとおり計画変更したいので、庄内
町補助金等の適正化に関する規則第6条第1項第1号の規定により、補助金〇〇〇
円を追加交付されたく申請する。」とする。

2 関係書類は、補助金の交付決定通知がなされた事業の内容及び経費の配分とを
比較対照できるように両者を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載する
こと。

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

庄内町長

宛

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

令和4年度庄内町^{かち}魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業に係る中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知があった令和4年度庄内町魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業について、下記の理由により中止（廃止）したいので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第6条第1項第1号に規定により申請する。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

庄内町長 宛

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

令和4年度庄内町魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業遂行状況報告書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知があった令和4年度庄内町魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業費補助金について、補助対象事業が予定期間内に完了しないと見込まれる（又は補助対象事業の遂行が困難となった）ため、庄内町補助金等の適正化に関する規則第6条第1項第2号の規定により、指示を受けたいので、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助対象事業が予定期間内に完了しない又は補助事業の遂行が困難となった理由
- 2 遂行状況

事業種目	事業実施主体	年間計画			遂行状況					差引残事業			
		事業量	事業費	町補助金	事業量	事業費	町補助金	出来高比率	確認年月日	事業量	事業費	町補助金	完了予定年月日
				円		円	円	%			円	円	

様式第7号（第8条関係）

事業実施状況調書

事業 種 目	事業 実 施 主 体	事 業 内 容	交 付 決 定 額 町 補 助 金	計 画		出 来 高		進 捗 度	残 高		備 考
				事 業 量	事 業 費 (A)	事 業 量	事 業 費 (B)	(B) / (A)	事 業 量	事 業 費	
			円		円		円	%		円	

(注) 事業実施に伴う帳簿、請求書等の証拠書類の写しを添付すること。

庄内町長

宛

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

令和4年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け第 号をもって額の確定の通知があった令和4年度庄内町魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業について、令和4年度庄内町魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業費補助金交付要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 庄内町補助金等の適正化に関する規則第14条の補助金の額の確定額	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額	金	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は全ての構成員分を添付すること。

- (1) 消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- (2) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（付表2）の写し
- (3) 3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて添付すること。）
- (4) 事業実施主体が消費税法第60条第4項に規定する法人等である場合は、同項に規定する特定収入割合を確認できる資料
- (5) その他（ ）

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額がない場合、その理由を記載

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は全ての構成員分を添付すること。

- (1) 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書など売上高を確認できる資料
- (2) 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- (3) 間接補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

様式第9号（第10条関係）

年 月 日

庄内町長

宛

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

令和4年度庄内町^{かち}魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業費補助金概算払
請求書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知があった令和4年度庄内町魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業費補助金について、令和4年度庄内町魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

年 月 日現在

事業実施 主体	町補助 金交付 決定額	既受領額	出来高	今 回 請求額	残額	完了予定 年 月 日	備考
	円	円	%	円	円		

(注) 概算払を必要とする理由書及び資金計画書を添付すること。

庄内町長

宛

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

令和4年度庄内町魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業に係る施設等財
産処分承認申請書

令和4年度庄内町魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業で整備した財産を下記のとおり処分したいので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第21条の規定により承認されたく関係書類を添えて申請する。

記

1 処分の対象となる財産

名 称			
所 在 地			
型 式		数 量	
総 事 業 費	円	補助金額	円
処分制限期間		経過年数	

2 処分の内容（目的外使用、譲渡、交換、貸付け、抵当権の設定等）

3 処分の方法（処分の相手方、処分価格、処分条件等を記載し、譲渡に当たっては相手方の利用方法、利用計画等を記載すること。）

4 処分予定年月日

5 処分の理由

6 処分に対する町長の意見

庄内町長

宛

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

令和4年度庄内町魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業に係る施設等譲
渡承認申請書

令和4年度庄内町魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業で整備した財産を下記のとおり受益者に譲渡したいので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第21条の規定により承認されたく関係書類を添えて申請する。

記

1 譲渡の対象となる財産

名 称			
所 在 地			
型 式		数 量	
総 事 業 費	円	補助金額	円
処分制限期間		経過年数	

2 譲渡の方法（譲渡の相手方、譲渡価格、譲渡予定期日、譲渡条件等を記載すること。）

3 譲渡に対する町長の意見

様式第12号（第12条関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

事業実施年度		年度		町 補 助 金 名		庄内町魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業費補助金									
事業実 施主体 等名称	事 業 の 内 容					工 期		経 費 の 配 分			処分制限期間		処分の状況		摘 要
	事業 種目	施工箇所 又は 設置場所	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年月日	しゅん工 年月日	総事業費	負担区分		耐用 年数	処 分 制 限 年月日	承 認 年月日	処分の 内 容	
									町補助 金	その他					
合 計															

- (注)1 「処分制限年月日」欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 「処分の内容」欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 「摘要」欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限年月日欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。